

保護者様

愛媛県立北宇和高等学校

校長 沖田 浩史

緊急災害時等における規程

第1条 登校前において、「特別警報」「暴風警報」が発令されている場合は、生徒は登校の準備をして自宅で待機すること。「特別警報」「暴風警報」が解除されしだい、安全に留意して登校すること。

第2条 公共交通機関を利用している生徒は、登校前において、公共交通機関が自然災害で不通の場合は、登校準備をして自宅で待機すること。公共交通機関が復旧しだい、安全に留意して登校すること。

※ 仮に、JRが不通でも宇和島自動車が利用できる場合は、事前に発車時刻を確認し、安全に留意して登校すること。

第3条 午前11時までに、「特別警報」「暴風警報」が解除されない場合又は公共交通機関が復旧しない場合は、自宅で学習すること。

第4条 第1条又は第2条に該当する場合の定期考査の実施については、原則として考査は順延とし、第1条、第2条又は第3条に従って、その曜日の授業を実施する。

第5条 生徒が登校後において、災害等の心配が生じた場合は、校長の判断で対処する。

※ 緊急災害時等においては、午前6時の時点で判断し、HPにも掲載しますので、御確認ください。